

わが国の水制度改革の必要性

—地球温暖化と統合的水資源管理の潮流

水制度改革国民会議

松井三郎理事長

わが国が直面している水に関する課題

- 1. 地球気候変動—温暖化にともなう対策（温暖化軽減と温暖化対応）を個別既存法に組み込み適切な対応を行う。
- 2. 地震、津波、台風、豪雪、ゲリラ豪雨などの自然災害対策（予測、軽減と災害後復旧）を強化する。
- 3. 有害物質（工業化学物質、農業利用薬物、人動物利用医薬品等）が水質汚染を起こすことで、健全な水利用を妨げ（外部不経済による下流水利用者負担増加）、淡水、沿岸水産業、自然生態系への影響を及ぼすことに適切な法律の整備。

わが国が直面している水に関する課題 続き

- 4. 国土の淡水域と領域海域の水生態系の保全を守り「生物多様性条約」(「2010年生物多様性条約第10回締約国会議愛知・名古屋開催、や『ラムサール条約』の推進に対応する法整備の強化。
- 5. 道州制の導入に伴う、中央政府と地方政府の権限を適正に促進する。
- 6. 地下水法案の必要性
- 7. 統合的水資源管理が、求められる。

水に関する主要法案

- ①環境基本法、②水質汚濁防止法、③特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法、
- ④水道法、⑤水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律
- ⑥工業用水道事業法、⑦工業用水法、⑧河川法、⑨「水資源開発促進法」及び「独立行政法人水資源機構法」、⑩水源地域対策特別措置法、⑪特定多目的ダム法、
- ⑫下水道法、⑬日本下水道事業団法、⑭浄化槽法、
- ⑮建築物用地下水の採取の規制に関する法律
- ⑯廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ⑰土地改良法、⑱森林・林業基本法、⑲森林法、⑳海岸法、㉑運河法、㉒公有水面埋立法、
- ㉓水防法、㉔水害予防組合法、㉕砂防法、㉖地すべり等防止法、㉗急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、㉘特定都市河川浸水被害対策法、
- ㉙湖沼水質保全特別措置法、
- ㉚瀬戸内海環境保全特別措置法、㉛有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律、

水循環基本法(仮称)の目的:

- 直面する課題に答えるため、個別水関係法の改正を促進し、またそれらを連携させ、さらに「総合的水資源管理」が行える基本法を整備する。
- 必要な個別水法案を整備する勧告を行う。例
地下水法案

内容の検討:

- 1. 水循環基本法(仮称)は、日本の持続的発展に資する根本法となる。
- 2. 既存個別法の内容を、上記課題に対応するように改正することを促す。その時、既存個別法の目的対象範囲を拡大し、個別法間の協力関係を明確にする。
- 3. 個別既存法の拡大によっても、連携強化できない問題を調整する新法整備を促進する基礎を基本法が整備する。

理念の検討：

- 生命の源である「水」。石油がなくても生命は存続。
- 河川に沿って、上流の山岳森林地帯、里山、平野部から海岸地帯まで日本人は住み、水を利用し排出し、中、下流で再び繰り返し水利用を行っている。全ての日本人は上流に住み、また下流に住んでいるともいえるが、**上流下流の利害関係**は永久問題である。
- その時、水の「水量」(quantity)「水質」(quality)「生態系」(ecology)の**調和(harmony)**のとれた**統合的水資源管理(Integrated Water Resource Management, IWRM)(2QEH)**が、求められる。
- 水利用者、水汚染者は、「**拡大利用者汚染者責任**」に基づき、適切な経済負担を通じた上流下流の分担が求められる。

理念続き

- 経済負担は、「**国税**」、と「**地方税**」であり、また直接的に「**拡大利用者汚染者負担**」に分けられるが、日本国の税制と経済発展段階に応じて、それらの水施策へ**民主的配分**を原則としながら、負担配分は変化する。
- **地方分権化、道州制の導入**にともなう、上記税負担と配分が変わる。
- 水道下水道の包括民営化、農業者の水利権明確化、漁業者権利の明確化、電力、工業用水利用維持の、さらに景観、環境生態維持用水の確保などの方向を踏まえて、水循環基本法は、「**拡大利用者汚染者責任**」に基づき経済負担のあり方の方向を明らかにする。
- 流域別「**統合的水資源管理**」、統合的 湖沼流域管理 (Integrated Lake Basin Management)の**実際的導入**